

令和7年12月26日

行為許可申請等を実施する施工者へ

袋井市下水道課

下水道事業区域内での行為許可申請及び寄附申し込みに関する注意点について

袋井市の下水道事業区域内で下水道本管や取付管を設置する場合（下水道法第24条第1項の3）、以下の点に注意してください。

1 行為許可申請

(1) 特記仕様書の遵守

行為許可を必要とする下水道本管や取付管の工事は宅内排水設備と異なり公共工事と同様の品質が必要とされます。

申請にあたっては、「下水道工事特記仕様書」に遵守しなければなりません。仕様書の内容を確認し申請に臨んでください。

(2) 技術者の配置

技術者については、「下水道法第22条及び同法施行令第15条」の規定により専門技術を有する技術者を配置する必要があり、その技術者は取得資格と経験年数を満足しなければなりません。

(3) 申請図書の作成

申請図書の作成にあたっては、申請書備考の添付書類と合わせて「下水道工事の概要書」、「技術者の資格証明書」の写し、経験年数が確認できる「工事経歴書」及び「取付管設置計画図」を添付願います。

(4) 工事写真の撮影

申請書に添付する工事写真は、行為を行う施工個所の全景を下水道本管の上下流から撮影したもの、取付管の上下流から撮影したものを添付願います。

(5) その他

申請から許可まで10営業日程度を見込んでください。

2 寄附申込み

(1) 特記仕様書の遵守

行為許可申請書と同様「下水道工事特記仕様書」に遵守しなければなりません。仕様書の内容を確認し申請に臨んでください。

(2) 申込図書の作成

申込図書の作成にあたっては、申込書備考の添付書類と合わせて「取付管設置計画図」を添付願います。また、「取付管設置計画図」を含めすべての図面と「出来形管理表」は、現場の出来形に沿った数値で記載願います。

取付管（接続マス）の出来形管理表は、管の水平延長、管の高さ、管勾配を必ず記載してください。

寄附にあたっては、何を寄附するかを明らかにすることが重要であり、取付管（接続マス）の寄附にあたっては、下水道本管との接続構造、取付管の管種と勾配、接続マスが該当する場合はその構造が重要となり、合わせて寄附を行う延長（下水道本管接続部から取付管最上流まで）と土被り（取付管最上流部）を測定し記載してください。

(3) 工事写真の撮影

申込みに添付する工事写真は、黒板に必要事項を記載し撮影してください。

施工箇所の施工前後の全景を下水道本管の上下流から撮影したもの、取付管の上下流から撮影したものを行為許可申請時に撮影した写真も利用してください。

各工種の写真についても、施工前後の写真と同様に黒板に必要事項を掲載し撮影してください。なお、黒板の記載数値、計測ロッドや巻き尺の数値は出来形管理表の値と同様であるか確認願います。

なお、写真に間違いや、作業の間違いがある場合は、写真欄外にその内容や訂正事故を赤字で記載してください。

(4) その他

道路又は水路の占用に係る事項の変更届を行ってください。

3 参考

申請図書等の作成については、記入例を参考にしてください。

(1) 行為・占用許可(変更)申請書(記入例)

* 袋井市下水道条例施行規程第13条、様式13号(袋井市例規集からダウンロード可能)

(2) 寄附申込書(記入例、参考書式)

(3) 平面図(記入例、参考書式)

(4) 断面図(記入例、参考書式)

(5) 取付管集計表(記入例、参考書式)

(6) 取付管設置計画図(記入例、参考書式)

(7) 下水道工事の概要書(記入例、参考書式)

(8) 工事経歴書(参考書式)